

札幌市環境影響評価条例（平成11年条例第47号）新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(定義)                      第2条 (省略)                      2 (省略)                      (1)～(3) (省略)                      (4) <u>空港整備法</u>(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業                      (5)～(19) (省略)                      3～7 (省略)</p> <p>第44条 第24条第2項及び第25条の規定は、法第20条第2項において準用する<u>法第10条第2項</u>の規定により市長の意見を求められた場合について準用する。この場合において、第24条第2項中「前項の場合において、市長」とあり、及び第25条第1項中「前条第1項の場合において、市長」とあるのは「市長は、法第20条第2項において準用する<u>法第10条第2項</u>の規定に基づいて北海道知事に意見を述べようとするとき」と、<u>第25条第1項</u>中「第21条」とあるのは「<u>法第18条</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(定義)                      第2条 (現行のとおり)                      2 (現行のとおり)                      (1)～(3) (現行のとおり)                      (4) <u>空港法</u>(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業                      (5)～(19) (現行のとおり)                      3～7 (現行のとおり)</p> <p>第44条 第24条第2項及び第25条の規定は、法第20条第2項の規定により市長の意見を求められた場合について準用する。この場合において、第24条第2項中「前項の場合において、市長」とあり、及び第25条第1項中「前条第1項の場合において、市長」とあるのは「市長は、法第20条第2項の規定に基づいて北海道知事に意見を述べようとするとき」と、<u>第25条第1項</u>ただし書き中「第21条」とあるのは「<u>法第18条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>第24条第2項及び第25条の規定は、法第20条第4項の規定により事業者に対し意見を述べる場合について準用する。この場合において、第24条第2項中「前項の場合において、市長」とあり、及び第25条第1項中「前条第1項の場合において、市長」とあるのは「市長は、法第20条第4項の規定に基づいて事業者に対し意見を述べようとするとき」と、第25条第1項ただし書き中「第21条」とあるのは「<u>法第18条</u>」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>規定整備</p> <p>規定整備</p> <p>法に基づき事業者に対し直接意見を述べる場合の手續きについて、条例で定める手續を準用する。</p>

現 行	改 正 案	備 考
<p><u>2</u> 第24条第2項及び第25条の規定は、北海道環境影響評価条例(平成10年北海道条例第42号。以下「道条例」という。)第23条第3項において準用する道条例第10条第2項の規定により市長の意見を求められた場合について準用する。この場合において、第24条第2項中「前項の場合において、市長」とあり、及び第25条第1項中「前条第1項の場合において、市長」とあるのは「市長は、道条例第23条第3項において準用する道条例第10条第2項の規定に基づいて北海道知事に意見を述べようとするとき」と、<u>第25条第1項</u>中「第21条」とあるのは「道条例第18条」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>3</u> 第24条第2項及び第25条の規定は、北海道環境影響評価条例(平成10年北海道条例第42号。以下「道条例」という。)第23条第3項において準用する道条例第10条第2項の規定により市長の意見を求められた場合について準用する。この場合において、第24条第2項中「前項の場合において、市長」とあり、及び第25条第1項中「前条第1項の場合において、市長」とあるのは「市長は、道条例第23条第3項において準用する道条例第10条第2項の規定に基づいて北海道知事に意見を述べようとするとき」と、<u>第25条第1項</u>ただし書中「第21条」とあるのは「道条例第18条」と読み替えるものとする。</p>	<p>規定整備</p>